

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

改正薬機法に基づくオンライン服薬指導 (オンライン服薬指導施行通知)

作成：日医工株式会社（公社）日本医薬経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料 令和4年9月30日
令和4年9月30日
令和4年9月30日

厚生労働省「オンライン服薬指導の実施要領について（通知）」
厚生労働省「オンライン服薬しお堂の実施要領に係るQ&Aについて（事務連絡）」
厚生労働省「「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について（事務連絡）」

凡例

改正省令等

パブリックコメント、
ガイドライン等

MPSコメント

(2022年10月12日更新)
・9月30日の省令改正等の内容を踏まえて更新しました。

資料No.20221012-1097-1

本資料は、2022年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- 薬機法の改正により2020年9月からオンライン服薬指導の実施が可能となり、2022年3月には、新型コロナウイルス感染症による臨時的な取扱いを踏まえた大幅な見直しが行われ、9月には薬剤師がオンライン服薬指導を実施できる場所について見直しが行われました

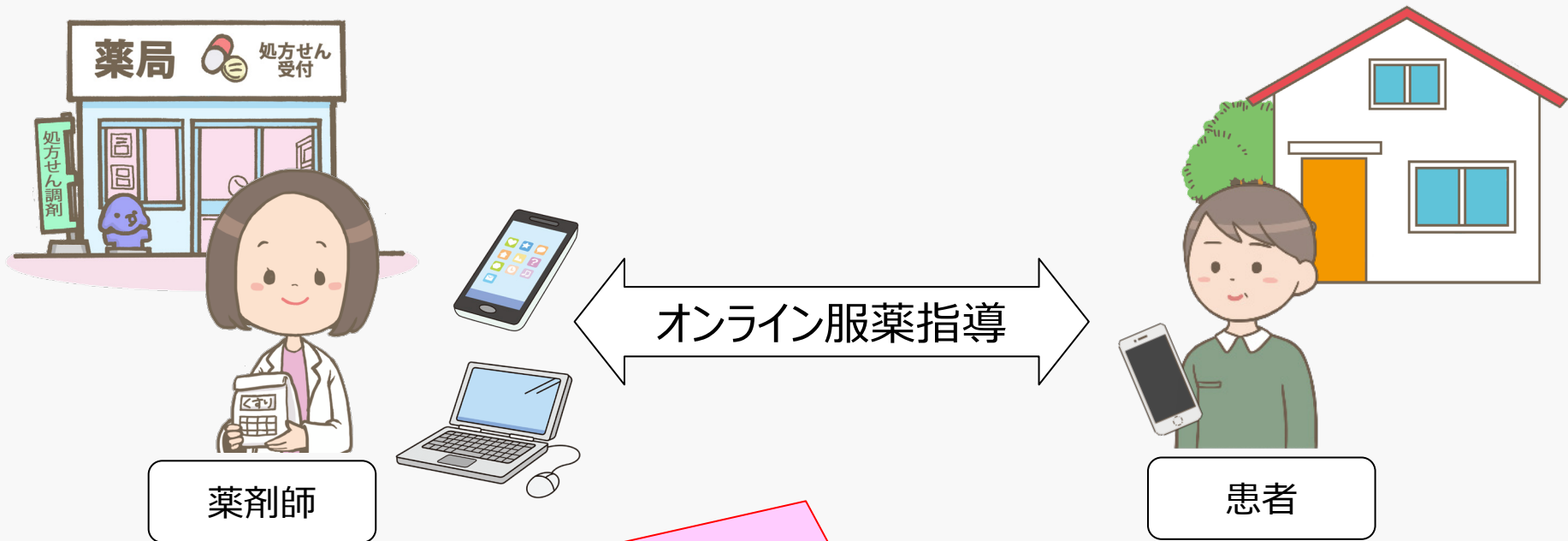
	概要
2020年3月27日	・改正薬機法公布
2020年4月1日	・診療報酬改定で薬剤服用歴管理指導料 4 新設 (オンライン服薬指導を実施した場合)
(2020年4月10日)	【新型コロナウイルス感染症を踏まえた臨時的な取扱い】 ・オンライン服薬指導容認 (0410対応)
2020年9月1日	【改正薬機法施行】 ・オンライン服薬指導解禁
2022年3月31日	【改正省令交付】 ・新型コロナによる臨時的な取扱い (0410対応) を踏まえたルールの見直し (初回から実施可、どの診療の処方箋でも可、原則全ての薬剤可、など)
2022年9月30日	【改正省令交付】 ・薬剤師がオンライン服薬指導を実施できる場所の拡大

1. 定義と留意事項
2. 準備（必要な体制）
3. 実施の流れ

1. 定義と留意事項
2. 準備（必要な体制）
3. 実施の流れ

● オンライン服薬指導とは、

「**映像及び音声の送受信**により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法」で
 「患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき、行うことができるもの」

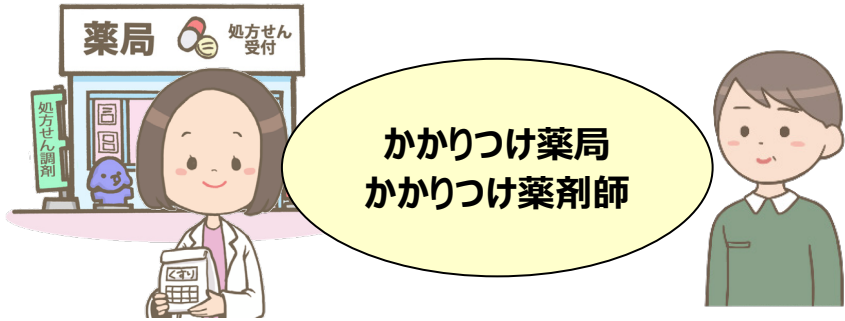


映像と音声を送受信できる必要があるため、音声通話のみやチャット等でのやりとりはオンライン服薬指導の方法としては認められていません



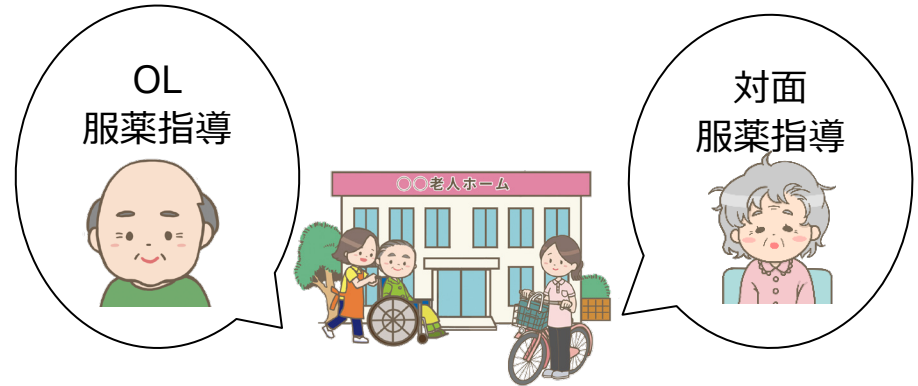
【体制】

- 患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局が行うことが望ましい



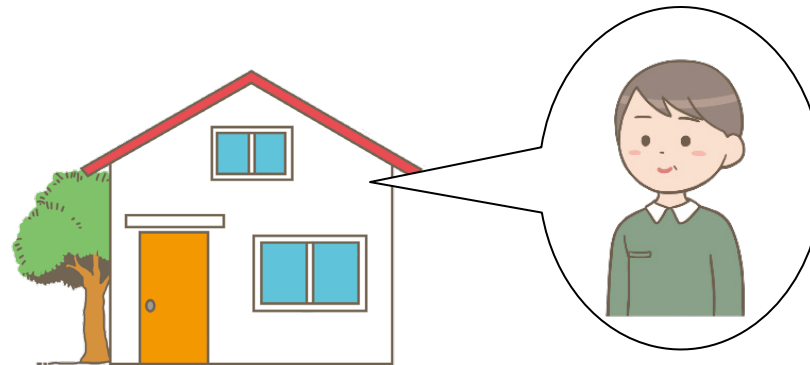
【訪問診療を受ける患者への対応】

- 介護施設等においては患者ごとに実施可否を判断し、患者のプライバシーに配慮したうえで患者ごとに実施する



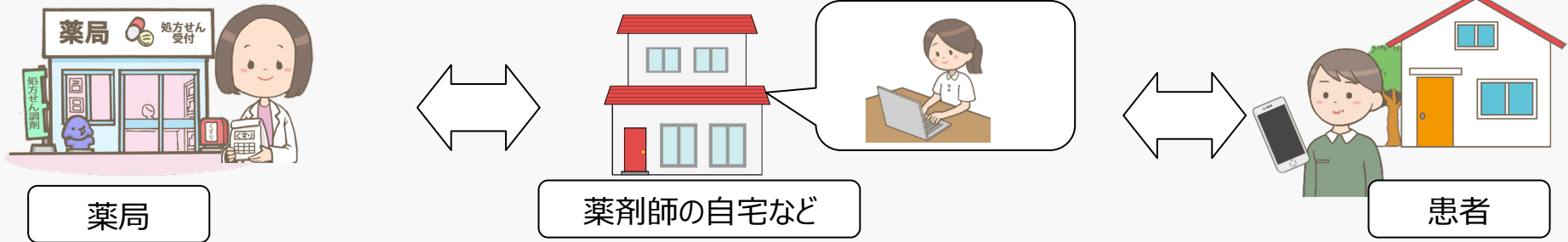
【患者が服薬指導を受ける場所】

- プライバシーが保たれるよう配慮する
(患者の同意があればその限りではない)



● 患者の求めがある又は異議がない場合は、**薬局以外の場所でも実施可能**

2022年9月30日から条件付きで薬局外の場所からもオンライン服薬指導が可能となりました



・調剤を行う薬剤師と連絡が可能で、患者のプライバシーが配慮された場所であること

【2022/9/30パブリックコメント回答】・連絡手段は特段定めておらず、電話等を想定

- ・患者から対面指導の求めがあった場合に、対応可能であること（対応は他の薬剤師でも可）
- ・騒音により音声聞き取れないなど、適切な判断が困難となる場所は不可
- ・第三者が容易に立ち入ることができない空間で行うこと
- ・調剤を行う薬局に所属し勤務している（労務を提供している）薬剤師であること
- ・薬局開設者は、オンライン服薬指導を実施する薬剤師が必要な情報を得られるよう調剤録の共有を可能とする措置などを講じること

【2022/9/30Q&A】

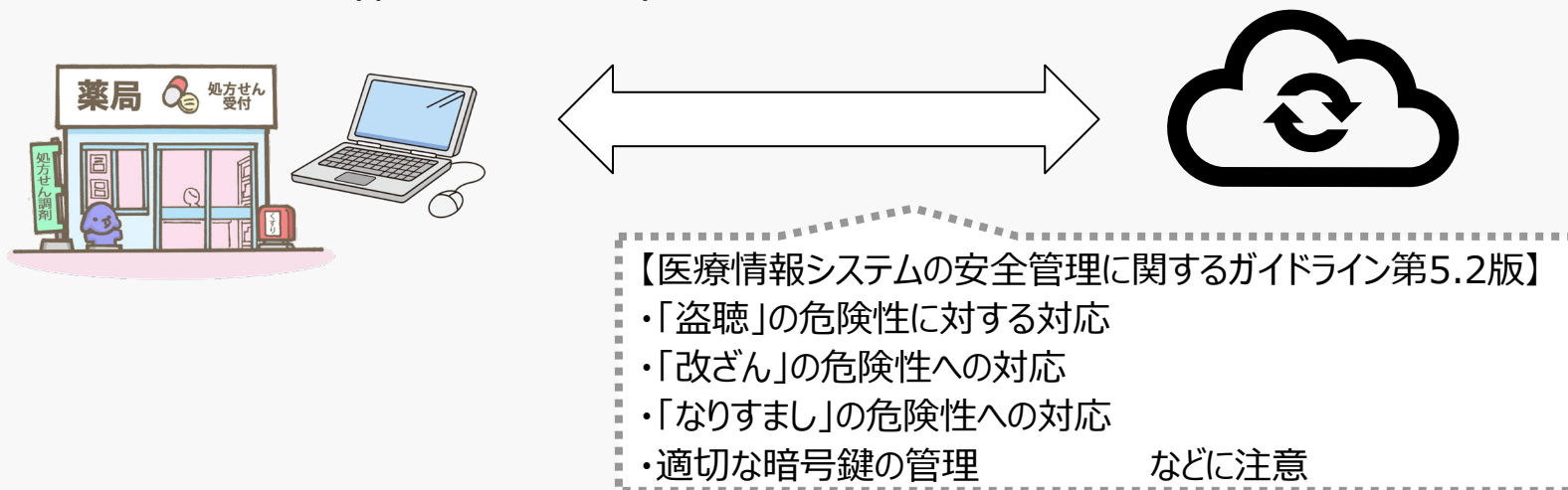
- ・薬局外でオンライン服薬指導を実施する場合は、薬局開局時間帯であり、かつ薬局内に1名以上の薬剤師が調剤を実施できる状況であることが必要
- ・雇用形態について特段の制限はないが、労務を提供している薬局において調剤等に当たっている（当たっていた）薬剤師を想定

【2022/9/30パブリックコメント回答】・調剤済印は、薬局内で調剤する薬剤師が調剤完了時に押印します

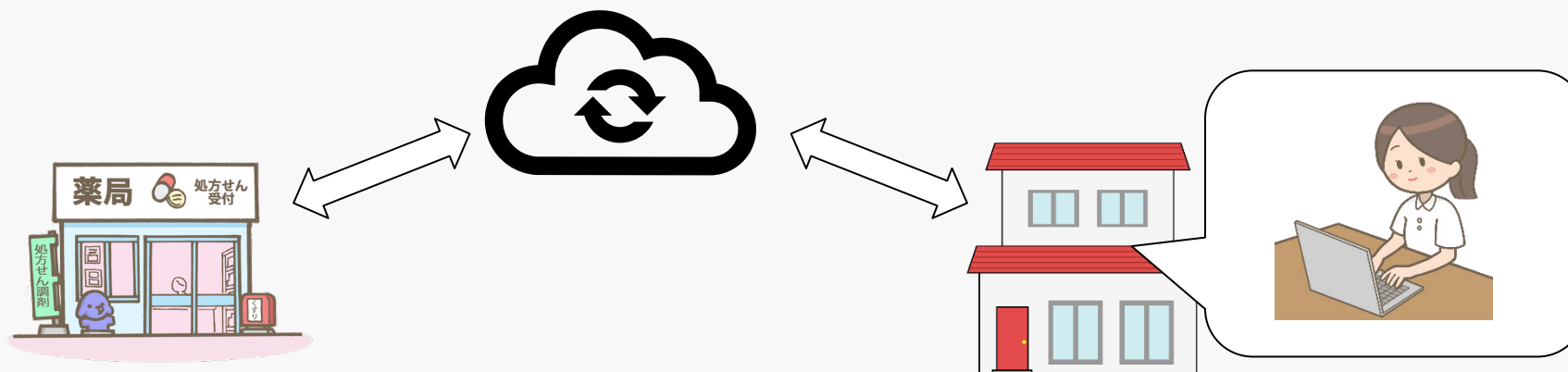
1. 定義と留意事項
2. 準備（必要な体制）
3. 実施の流れ

準備（通信環境等）

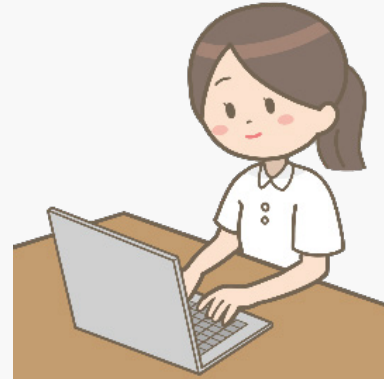
- 「オンライン診療指針」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考に必要な通信環境の確保や必要な対策を行うこと



- （●薬局外でオンライン服薬指導を実施する場合、薬剤師が必要な情報を得られるよう必要な措置を講じる事）



- 薬局開設者はオンライン服薬指導を実施する薬剤師のための研修材料等を充実させること



厚生労働省HPに教材掲載予定

日本薬剤師会HPに研修スライドが掲載されており、e-learning 資材等は別途構築中の「薬剤師研修プラットフォーム」にて公開予定と案内されています

- オンライン服薬指導実施可否の判断の基礎となる事項、情報の漏洩等の危険に関する事項、オンライン服薬指導の時間や配送方法等を周知

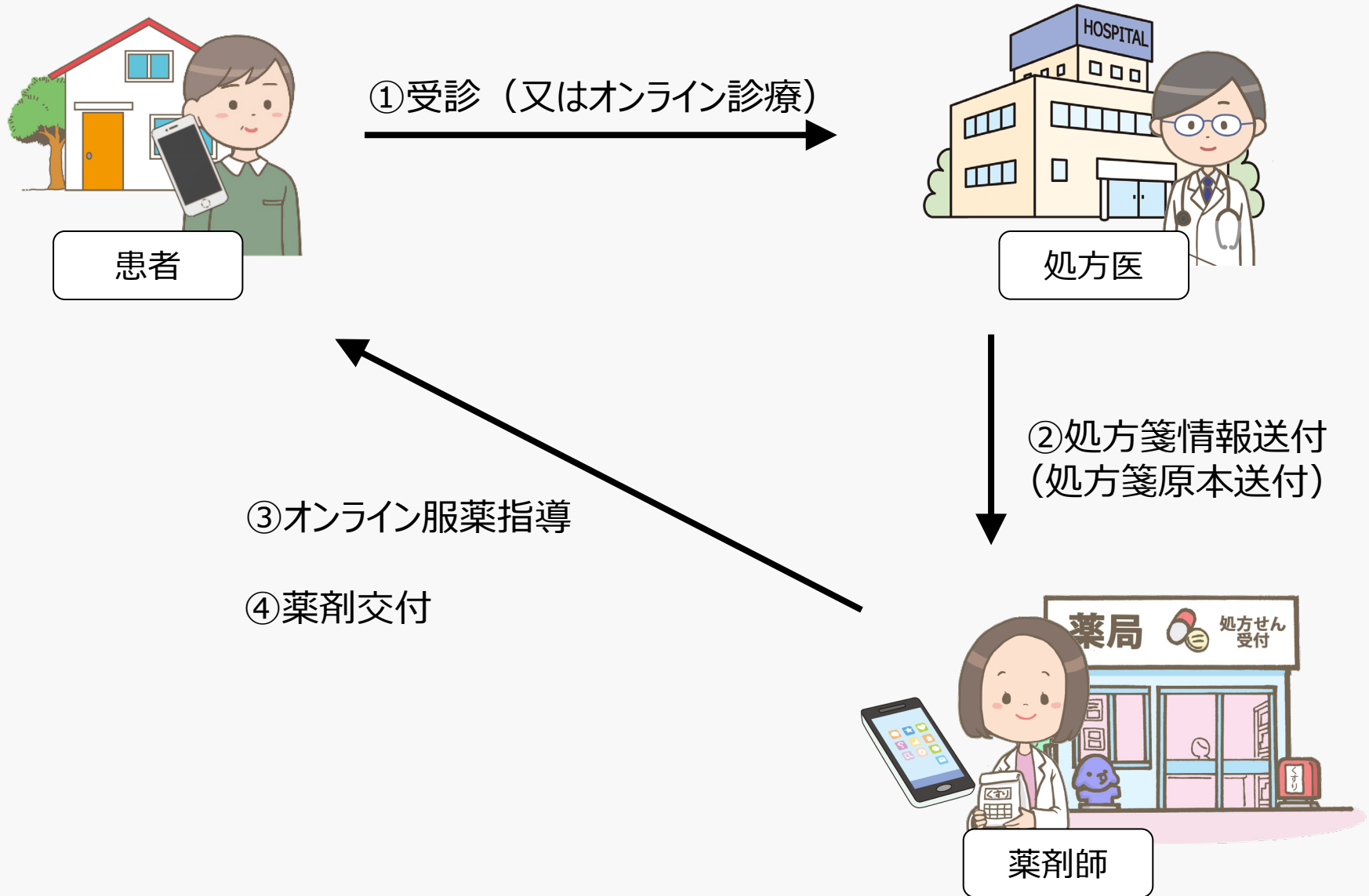


【情報通信機器やアプリケーション、ホームページ等で患者に示す内容】

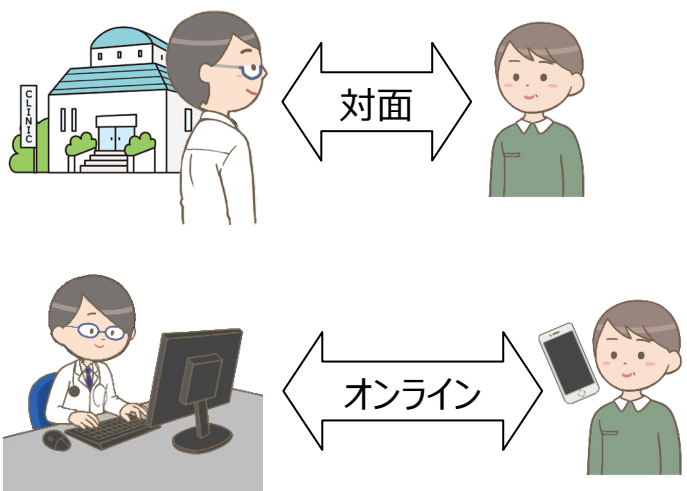
- オンライン服薬指導実施可否の判断となる事項
- 情報漏洩等の危険に関する事項
- オンライン服薬指導の時間に関する事項（予約制等）
- オンライン服薬指導の方法（使用可能なソフトウェア、アプリケーション等）
- 薬剤の配送方法
- 費用の支払方法（代金引換サービス、クレジットカード決済等）

1. 定義と留意事項
2. 準備（必要な体制）
3. 実施の流れ

実際の流れ（全体図）



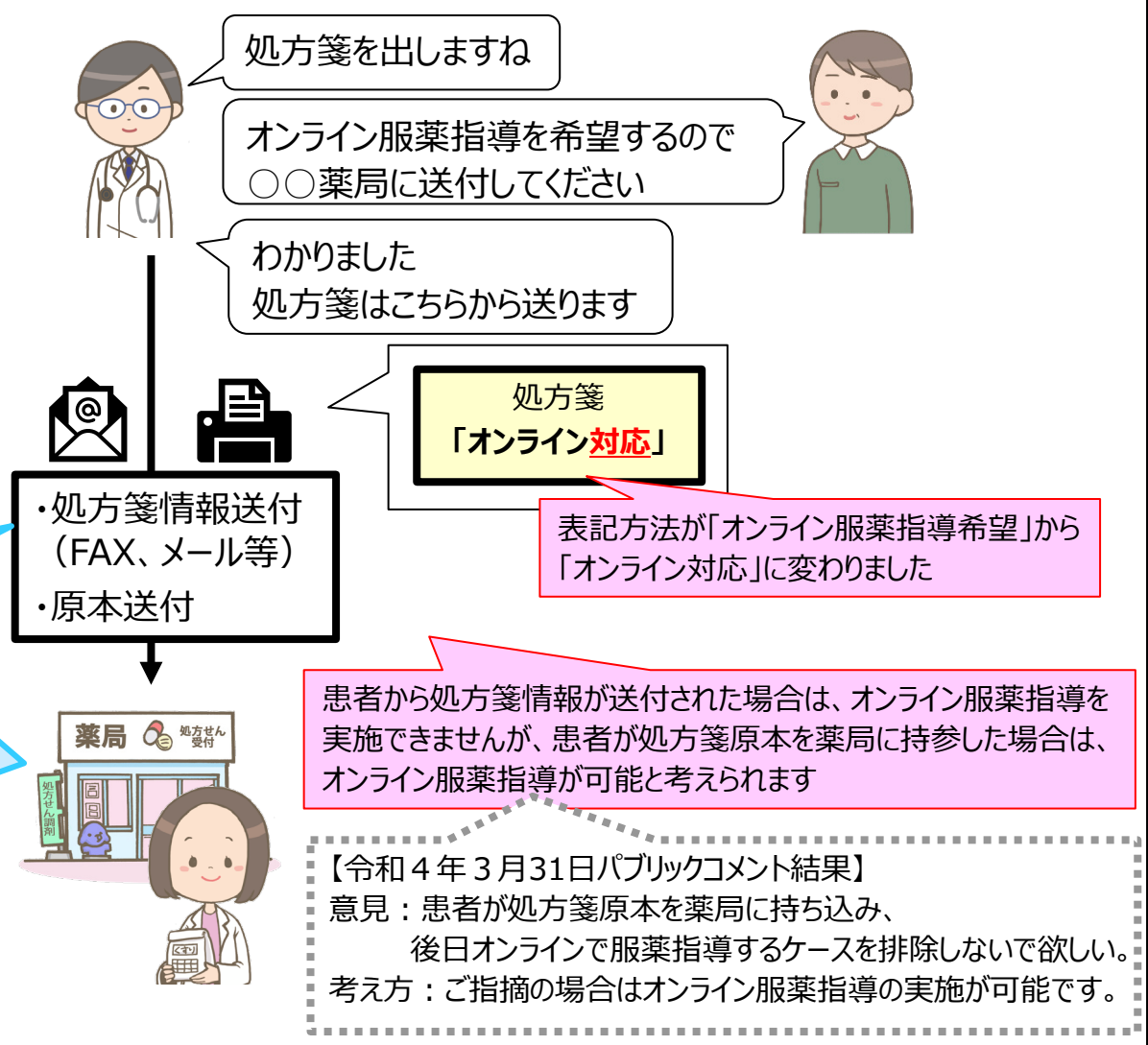
①受診（又はオンライン診療）



• 原本を入手するまでの間、医療機関から送付された処方箋情報を処方箋とみなして調剤できる

オンライン服薬指導から対面指導に切り替える場合又は受診はオンライン診療で服薬指導は対面の場合の取扱い
 • 処方箋原本を即時に手交（手渡し）できない場合も、医療機関から送付された処方箋情報を処方箋とみなして調剤できる

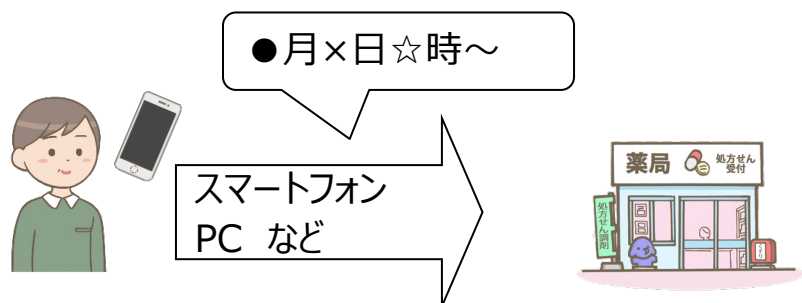
②処方箋発行（処方箋情報送付）



患者から処方箋情報が送付された場合は、オンライン服薬指導を実施できませんが、患者が処方箋原本を薬局に持参した場合は、オンライン服薬指導が可能と考えられます

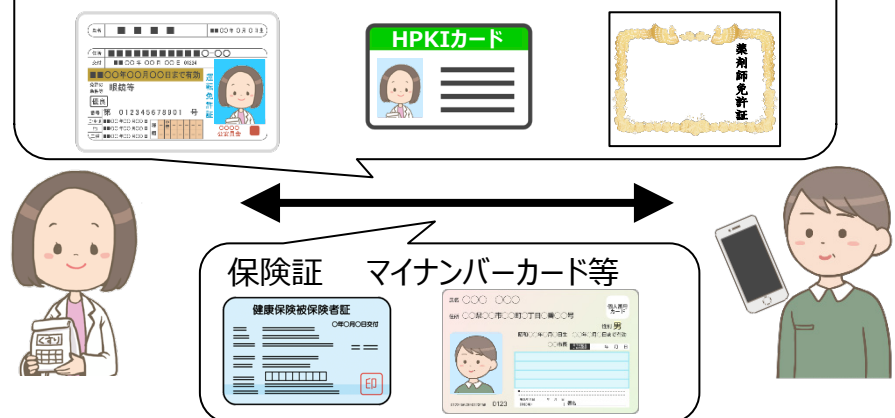
【令和4年3月31日パブリックコメント結果】
 意見：患者が処方箋原本を薬局に持ち込み、後日オンラインで服薬指導するケースを排除しないで欲しい。
 考え方：ご指摘の場合はオンライン服薬指導の実施が可能です。

(薬局の運用により予約受付)



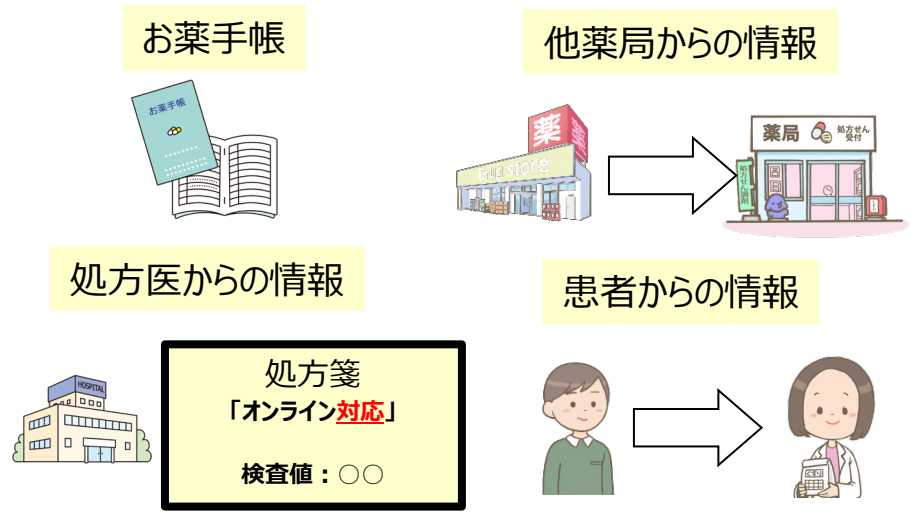
③-1_本人確認

顔写真付き身分証明書 HPKIカード 薬剤師免許証等



※社会通念上、明らかに本人と認識できる状況であれば都度の確認は不要

③-2_患者状況の把握

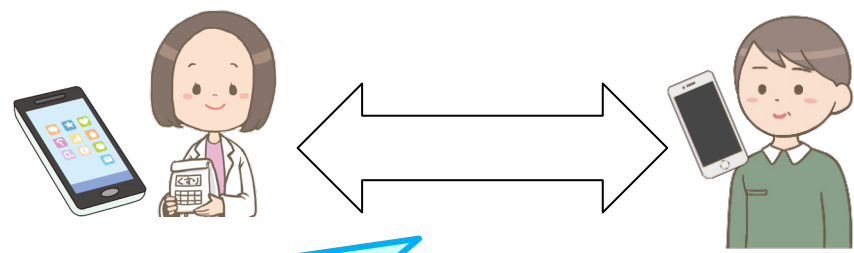


③-3_説明、実施可否の判断

- その都度薬剤師の判断と責任に基づき実施する
- 薬剤師が実施の困難と判断し、対面指導を促すことは調剤応需義務に違反しない
- 通信状況により実施が難しいなどの場合には、オンラインでの服薬指導を注視させていただきます
- 情報漏洩の危険性があることもご注意ください



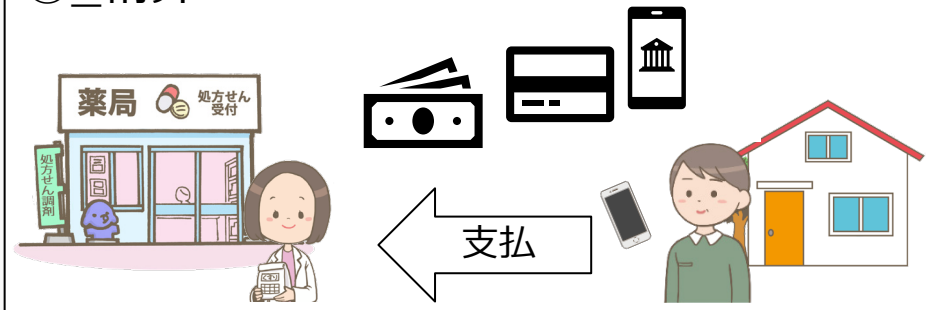
③-4_オンライン服薬指導の実施



必要に応じて

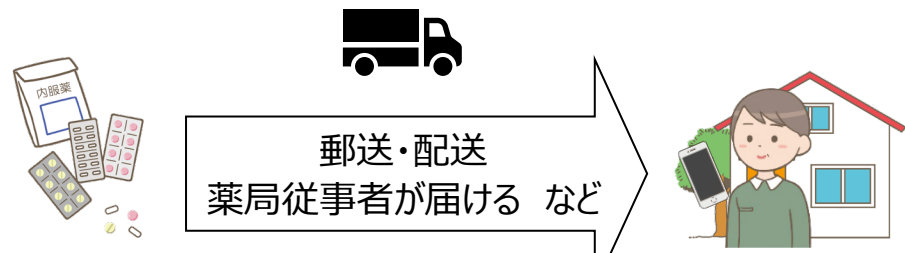
- ・事前に薬情などを送付してから服薬指導を実施
- ・対面と同様に改めて使用方法の説明等を行う
- ・服用期間中のフォローアップを実施する
- ・得られた患者情報を処方医にフィードバックする

④_精算



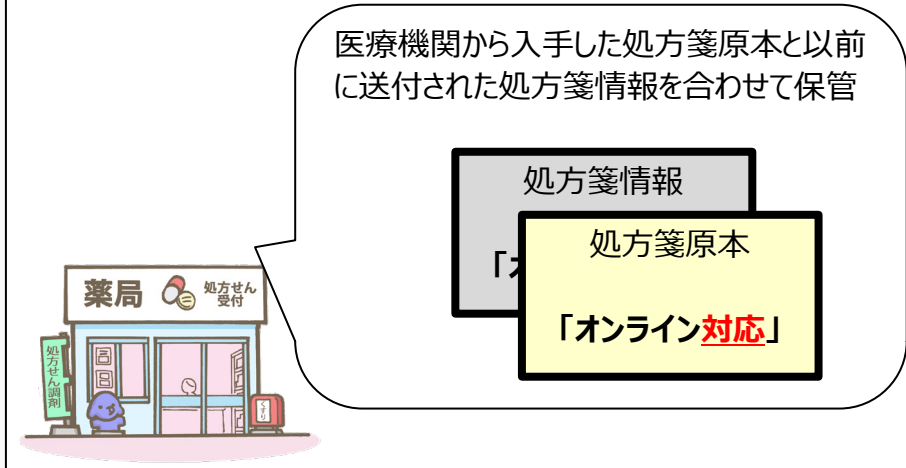
代金引換、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の方法により実施して差し支えない。
(薬局内掲示やHPへの掲載等によりあらかじめ周知する)

⑤_薬剤交付



- ・品質を確保した状態で速やかに届けさせる
- ・配送の手順を定める
- ・配送後電話等（業者の配達記録等も含む）により確認する
- ・麻薬など流通上厳格な管理が必要な薬剤については 薬局の従事者が届けるなど工夫して対応する

⑥_処方箋原本と処方箋情報の保管



医療機関から入手した処方箋原本と以前に送付された処方箋情報を合わせて保管

- オンライン服薬指導は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための手段の一つとして導入されました。
- ICT技術の進展により多様な働き方が可能となる中で、薬局以外の場所からもオンライン服薬指導が実施可能となりました。
- 2023年1月からは電子処方箋の本格運用も開始されることから、オンライン服薬指導の運用が簡素化され、需要が増えることも予想されます。
- 現在、オンライン服薬指導の際にもマイナンバーカードで資格確認が行える仕組みも検討されており、薬局DXは更に加速すると予想されます。
- スマートフォン所有割合も増加傾向にあり、患者が薬局を選択する上でも、オンライン服薬指導の実施体制が考慮される可能性も考えられます。



日医工がお届けする **Stu-GE** は、
スタジー
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
 テーマ別
 情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
 DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 メールマガジンの受信

会員特典2 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>